



平成21年度全私保連青年会議各部活動計画

■研修部…高山正徳●青年会議副会長・研修部部长

◆平成21年度・22年度の青年会議研修部の活動

- ① 全国私立保育園連盟研究大会高知大会（平成21年6月17日～19日）における担当分科会…第14分科会「保育所運営の今後の展望を考えるー公立保育所の民間移管について考える」

すでに各自治体で段階的に進められている民間移管について、少子化問題や都市部の待機児童問題などの背景を踏まえたうえで、民間移管についての問題点や重要視する内容について改めて考えていきながら、民間保育園としての役割、また自園の今後の運営の展望を考える機会とするということを目的として行う。

- ② 平成21年度研修会「日本の保育制度および保育内容を考える研修会」（仮称）

グローバル化が進んでいる中で、世界の子育て環境・保育内容を知る機会も多い。その中で、日本の保育園を運営する立場として必要な保育制度を再認識する機会、また日々の保育内容にも目を向け、質の高い保育とは何か、もう一度考える機会としたい。

- ③ 海外視察研修

日本だけでなく諸外国の保育内容にも目を向け、保育について考える機会を設けたい。さまざまな視野を広げる機会として視察（国内、海外）を行う。

以上を計画しているので、ご参加をよろしくお願いいたします。

■広報部…竹内伝三●青年会議副会長・広報部部长

今期の広報部の活動は、以下の3点を柱にして展開していく。

- ① 「保育通信」誌「青年会議【何でも掲示板】」への活動記事の掲載

「青年会議【何でも掲示板】」にて、青年会議活動報告を中心に毎月掲載し、情報発信を行う。

- ② 青年会議全国大会「秋田大会」の報告『漫遊記』の発刊

青年会議全国大会「秋田大会」の報告を「全国漫遊記」として発行。秋田大会の開催の様子や、分科会の報告を行う。

第1号議案 情勢報告と今後の予対運動について

菅原常務理事、木原常務理事、羽生予対委員長より、説明がなされた後、質疑応答がなされた（詳細は、代表者会議報告・43頁をご参照ください）。

北九州市／この問題については、早めに皆さんに知らせる必要があったのではないかと。北九州市でも、第2案についての勉強会を行った。アピール文を出す方向で話し合われており、今回のことで各組織が動揺したのではないかと。と思う。

羽生委員長／内容をまとめたのは遅かったと思う。

沖縄県／保育三団体で納得するような話になったのか。

他の二団体の足並みはどのようになったのか。

菅原常務理事／地方と若干のずれがあったかと思ってるが、全私保連としては今後、第2案でいかにないと制度の中身として進展がないのではないかと。と思う。ヨーロッパと比較し、日本の予算はあまりに少ない。他団体も積極的な意見交換が必要ではなかったかと思う。最終的に、第2案でいくことが正しかったと日保協も理解した。

北九州市／保育三団体が同意見で進んでいくな、賛意を示したい。

沖縄県／もっと一緒にやっていけばいいのではないかと。

あくまで「案」であり、多くの問題があるのだから、三団体で協力しなければいけない。

榊原理事／三団体では、できる限り歩調を合わせるのが大事だと感じた。会員の方にも説明が必要なのではないか。三団体が一致すればやりきれないのではないかと。思う。また、親の立場からでは、内容がむずかしいと思う。子どもたちにとって、どのような影響が出るのかの説明が必要であり、利用者の視線でお願いしたい。

野村理事／市場化や直接契約についての問題を「保育通信」に掲載している。待機児童問題については新聞でも賑わしていることは問題であり、保育園を考える親の会の中では、認可保育所に児童が入所できた方については既得権者のようだといわれた方もいる。

菅原常務理事／東京では、不況による影響で待機児童の問題についての要望を出した。要望にどのように応えていくのか。こども基金で予算を付けるなど、積極的に認可外保育所にも最低基準を満たしていれば補助金を出す等の対応を促したい。

野村理事／最近の親は、いろいろな施設を見て判断している。認可保育所に対しては、待機児童についての問題を先頭に立って対応していただきたい。

熊本市／例えば、他団体の速報のよい点を取り入れて、全私保連もわかりやすく対応していただきたい。

第2号議案 平成21年度事業計画案について

事務局より、文言の整理や追加事項の文言を挿入することの説明がなされ、異議なく承認された。

保育単価について、長田氏より「HP・あおむし通信で必要なところを取り出せるようにしたい。また、保育単価が掲載されている冊子を各組織に数冊配布する」と報告された。

第3号議案 平成21年度予算案について

事務局より説明、総会に提案することが報告され、異議なく承認された。

第4号議案 役員銜衡委員会の設置について

事務局より説明がなされ、異議なく承認された。

第5号議案 物品リース契約に伴う債務保証について

事務局より提案理由が述べられ、異議なく承認された。

第6号議案 第44回定期総会について

第7号議案 会員園の入退会について

事務局より説明され、異議なく承認された。

第8号議案 その他

菅原常務理事より、内外に向けた緊急アピールを取りまとめ、3月総会に向けて提起していくことが提案され、決議された。

▶ 報告事項

(1) 子育てルネッサンス運動Ⅱについて

事務局より子育てルネッサンス運動Ⅱについての報告があり、本年11月に「子育てルネッサンス運動フォーラム」を実施する旨の報告がなされた。

(2) 公益法人改革検討委員会報告について

木村委員長より委員会の状況報告があり、現在は公益法人移行に伴う内容のヒアリングを随時進めている最中であることが報告された。

(3) 見舞金支給事業の取り扱いについて

事務局より、保険業法の規制が全面的に適用され、全私保連として見舞金支給事業はできなくなり、21年度をもって廃止することになる旨の説明がなされた。

(4) 第52回全国私立保育園研究大会（高知大会）について

事務局より、インターネットでの申込みも可能になっていることが報告された。

(5) 第45回定期総会について

事務局より、5月29日に開催されることが報告された。

以上で議事進行が終了し、菱川副会長から閉会が告げられ、閉会となった。

菅原常務理事／単価の切り方で主張しているのは8時間保育が基本で、通勤時間を入れると10～12時間であることを守ること。もう1つは、規模と園名と地域を考慮した決め方が必要。新しい単価の決め方があるのではないかと整理する必要があるのではないかと。

北見地区／待機児童がある地域と過疎地域との保育制度の考え方の線引きができないかということ、実態として、待機児童が納まりきらないところと納まる場所がある地域格差を考えていただきたい。

伊藤座長／要望として受けたい。

宮崎県／保育制度改革にあたって各団体から2名派遣され、厚労省の窓口となっているが、多施設を運営されている方は直感的に方向性の危険性がある。できればサブ組織のようなものを導入し、検討してみたい。

菅原常務理事／検討してみたいと思う。今回の保育制度については介護保険と障害児支援の失敗に基づいたものであり、多数の方と意見交換しながら行っており、必要があれば、きちんと意見を伺いたい。

福岡市／2年後までに財源確保は可能なのか。どのような財源を投入するのを見通しをお願いしたい。

木原常務理事／財源ありきの制度設計であり、社会保障の工程表から、消費税の一定引き上げではないかと思う。小淵少子化担当大臣は、消費税1%、2.3兆円を投入したいといっている。

東京都／応諾義務との関係はどうなのか。第三者機関をつくらないと大変なことにならないか。

木原常務理事／コーディネーター的なものをつくる等の意見は、受けとめたい。

▶平成21年度事業計画案・予算案について

事務局より説明がなされた後、質疑応答があった。

北九州市／新型インフルエンザへの対応について、全私保連はどのように考え、対応策を検討しているのか。

黒川会長／前例のないことでもあるが、さまざまな面から検討したい。

茨城県／外国債運用については、金融不安のこともあるが大丈夫なのか。

竹本財務部長／100%安心ではないが、運営管理規定に基づいて安定的な運用をしている状況である。

続いて事務局より、役員銜衡委員会の設置について説明がなされた。

▶報告事項

(1) 子育てルネッサンス運動Ⅱについて

平野常務理事より、ルネッサンス運動Ⅱの推進の説明があり、併せて「子育てルネッサンス運動フォーラム」を実施する趣旨について、協賛については、社会貢献を

考えている企業やメディアとの連携を図りたいと考えている旨の説明がなされた。

(2) 公益法人改革

木村委員長より公益法人改革検討委員会の報告があり、今のところ公益法人移行に関するヒアリングを随時進めていることが報告された。

(3) 物品のリースについて

物品リース契約に伴う債務保証についての説明があり、理事会へ提案されることが報告された。

(4) 見舞金事業について

事務局より、見舞金支給制度についての説明があり、「現在の見舞金支給制度は保険制度に該当するため、法律上運営できなくなり、運営するならば少額短期保険業者として登録審査を受けなければ運営できなくなる。積立金の整理も併せて行う必要がある。保険法の改正に伴い、全私保連として支給事業ができなくなったことを理事会にも報告する」と説明がなされた。

(5) 保育会館運営委員会

保育会館4階に、(有)ゼンポが3月を目途に移転することが報告された。

(6) 第52回高知大会について

戸田代表(高知県)より、「初日は指定席、2日目以降は自由席となる。『保育通信』、インターネットで申込みをお願いしたい。6月の大会には、大勢の皆さんにお越しいただきたい」と要請がなされた。

(7) 平成20年度会費、カンパについて

事務局より、若干の組織からまだ納められていない状況があるので、入金をお願いしたい旨が話された。

(8) 表彰について

今年度の内容の説明があり、併せて、4月16日開催の全国事務局長会議開催の説明がなされた。

(9) 第44回定期総会

事務局より説明があり、本案について理事会へ提案されることになった。

(10) 第45回定期総会

5月29日、東京・台東区民会館で開催されることが報告された。

以上で議事進行が終了し、座長の伊藤副会長から閉会が告げられた。

第148回理事会報告

菅原常務理事より開会宣言・挨拶が、黒川会長より挨拶がなされた後、座長に伊藤副会長が選出され、議事に入った。

された「中期プログラム」と「市町村が果たす役割・責任が大きく財源確保とともに公的責任の強化が図られるべき」が明確にされたことは重要である。

●基本的仕組みとして、保育を必要とする利用希望者には「認定証明書」を発行する、「受給権」が削除され「客観的に必要が判断された子どもについては公的保育を受けることのできる地位を付与する」（例外のない保育保障）をされた意義は大きいといえる。「応諾義務」を明確にされたことは、入所希望者を正当な理由なく拒んではならないという意味であり、当然の考えといえる。また、「優先的利用確保として母子家庭など」の内容が盛り込まれている。

●保育の提供の仕組みについての私たちの考えは、この新しい契約関係を「公・利用者（子ども）・保育所」の3者の権利を規定化し、双方の権利、義務を明確化し、経済的関係の契約・市場化につながらない制度にすることが本来の目的である。

●参入の仕組みの問題については、今後進められる検討の中で、私たちも重要な問題として議論していくことが必要である。「株式配当の可否」については、「保育事業以外への資金の流出の妥当性も含め検討」となっている。この問題は、企業参入との関係で、私たちはあくまで反対の方針で臨む。

●多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督の問題については、第二ステージの論議で、企業参入の拡大を防ぐ立場から、厳しく対応していく必要がある。費用の支払い方法については、当初の「実務上は市町村が保育所に支払い」（代理受領）という考えを修正し、「市町村が保育の費用の支払い義務を負う」となっている。ここでは、誰に支払うのか曖昧にされている。今後、第二ステージにおける議論の中で議論されることが重要である。この問題については、第二ステージの論議においても「基本的に市町村が保育料を徴収する」ように要求していく。

●今後の検討事項については、保育料の軽減（緩和）、定員別保育単価（月額単価）を維持すべき、小規模保育所の定員定額制、保育時間（8時間）と開所時間（11時間）の乖離、障害児保育の一般財源化されていることからくる市町村の格差問題がある。

続いて木原常務理事より、特別部会の「今後の保育制度の姿」（案）について、第8回事業者検討会で議論された経過の報告がなされた。

●第2案を修正した内容となっていることが示され、第8回事業者検討会に出されたものである。

●我々は、8つの要望事項、修正事項を提案した。全私保連として、とくに重要な事項については、市町村の保

育実施義務を維持する、応能負担を原則とした保育料体系を設定する、保育料は市町村に納入する、定員別保育単価（月額単価）を確実に維持する、小規模園の定員定額制を導入する、障害児保育費が一般財源化されていることからくる市町村の取り組み格差の問題、減価償却費（整備資金）の多様な経営主体での取り扱いの問題点、認可外保育所の認可化支援の条件、移行期間の問題等を挙げている。

●制度設計の大きな枠組みはまとまったが、細部については制度に大きく関係するため、社会保障審議会で承認を得てから第二ステージに入り、作業は5月頃になる見込みである、全私保連として今後とも深くかかわっていきながら、基本的なスタンスは変えないことである。

最後に羽生予対委員長より、現行制度維持の旗を立てて闘わなかった理由について、以下の説明がなされた。

- ① どちらの土俵で戦うか、自分たちの土俵で戦うことが大切であること。
- ② 一般財源化を回避する必要があること。
- ③ 認定こども園制度との見合い関係を考える必要があること。
- ④ 社会保障の機能強化の工程表に乗り遅れることがない対応が求められること。

▶質疑応答

沖縄県／企業参入の問題、企業会計の導入という文言が入っている。最低基準と国との関係については、最低基準を維持する費用が分断されている点を主張し、指定制度の問題の対応にもしっかりしていただき、各組織の意見をさらに細かく吸いあげていただきたい。

菅原常務理事／平成12年に企業参入が法的に確立した意味が大きい。どのように企業参入を防ぐのかについては、企業が要求している配当金リスク、余剰金の自由、憲法第89条が防波堤になる。指定制度の問題については検討課題であり、基本的には最低基準を維持させる。最低基準を満たすために、一定の期間を設けて補助金を出すことについて厳しい対応が必要。認可施設を含め、半分以上が非常勤保育士で運営している認可、認可外保育所については制限すべきである。

東京都／無認可保育所を運動の中で容認するのか。東京都の認証保育所は最低基準に達していない点について、どのようにするのか。

菅原常務理事／国は認証保育所を認めない方針である。徳島県／費用の支払い方法、利用料について、月額単価設定を基本に安定的運営に配慮と改めたことは評価できる、と書いてある。定員という文言が記載されていない点についてはどうなのか。定員の保育単価が決まれば解決するという意味なのか。